

令和 8 年度埼玉県介護サービス情報の報告 及び情報公表に関する計画

埼玉県福祉部高齢者福祉課
令和 8 年 7 月 1 4 日

この計画は、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 37 条の 2 の 3 第 1 項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、及び同法施行令第 37 条の 11 において準用する第 37 条の 5 第 1 項に規定する「情報公表事務に関する計画」を「令和 8 年度埼玉県介護サービス情報の報告及び情報公表に関する計画」として一体的に策定するものである。

第 1 介護サービス情報の報告に関する計画

1 計画の基準日

令和 8 年 4 月 1 日

2 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 対象となるサービス事業者

次の (1) に掲げる介護サービスを提供する事業者のうち、(2)、(3) または (4) に該当する事業所を設置する事業者。ただし、災害対応等、報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者を除く。

(1) 対象となるサービス

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護 (予防を含む)
- ウ 訪問看護 (予防を含む)
- エ 訪問リハビリテーション (予防を含む)
- オ 通所介護
- カ 指定療養通所介護
- キ 通所リハビリテーション (予防を含む)
- ク 福祉用具貸与 (予防を含む)
- ケ 短期入所生活介護 (予防を含む)
- コ 短期入所療養介護 (介護老人保健施設) (予防を含む)
- サ 短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等) (予防を含む)
- シ 認知症対応型共同生活介護 (予防を含む)
- ス 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) (予防を含む)
- セ 特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム) (予防を含む)
- ソ 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅) (予防を含む)
- タ 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) (外部サービス利用型) (予防を含む)

- チ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（外部サービス利用型）
（予防を含む）
- ツ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
（外部サービス利用型）（予防を含む）
- テ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ト 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ナ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き
高齢者向け住宅）
- ニ 特定福祉用具販売（予防を含む）
- ヌ 居宅介護支援
- ネ 介護老人福祉施設
- ノ 介護老人保健施設
- ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ヒ 夜間対応型訪問介護
- フ 認知症対応型通所介護（予防を含む）
- ヘ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ホ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- マ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ミ 地域密着型通所介護
- ム 介護医療院
- メ 短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）

（２）計画の基準日前１年間における介護報酬金額（利用者負担を含む）が１００万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）

（３）令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に新たに介護サービスの提供を開始した、または開始するもの。（以下「新規事業者」という。）ただし、介護保険法施行規則第１４０条の４３第２項に規定する介護サービス事業者については、報告の対象となる介護サービス事業者としない。

（４）（２）及び（３）以外で情報公表を希望する事業者

４ 報告の方法

- （１）既存事業者については、基本情報調査票及び運営情報調査票
介護サービス情報公表システムのＷＥＢから入力するものとする。
- （２）新規事業者については、基本情報調査票
県ホームページ（さいたま介護ねっと）からダウンロードした基本情報調査票に必要事項を記入し、その書面を新規指定の申請窓口へ提出する。
（提出を受けた当該窓口は、その内容を県高齢者福祉課へ転送する。）
その後、情報公表センターの通知に従いＷＥＢから入力する。
- （３）ＷＥＢ入力による報告が不可能な事業者については、書面による報告も可能とする。

5 報告の提出期限

- (1) 既存事業者については、別表1（スケジュール表）にしたがって情報公表センターが発送する通知で示す期限とする。
- (2) 新規事業者については、書面調査（基本情報調査票の提出）は新たに事業を開始しようとする日の2週間前までとする。WEBからの入力、その後情報公表センターが発送する通知で示す期限とする。
- (3) 3（4）に該当する事業者の場合は、その都度指定する時期

6 介護サービス情報の報告受付

情報公表センターからの通知が到着した日以降とする。

第2 介護サービスの情報公表に関する計画

1 計画の期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

2 公表の時期

別表1（スケジュール表）に示すとおり

3 公表の方法

事業所が報告する介護サービス情報について、報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理し、厚生労働省が管理する「介護サービス情報公表システム」において公表する。

利用者等から要請があった場合は、紙媒体による情報提供、閲覧対応等も行う。

第3 その他

1 介護サービス情報の更新の取扱い

情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、その都度更新する。

2 廃止、休止及び効力停止事業所の取扱い

現に廃止、休止、若しくは指定の効力が停止中の事業所にあつては、該当期間中における情報は非公開とする。